

平成29年度 土壌汚染対策法に基づく技術管理者の 技術管理者証更新の手引き

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の有効期間は5年間です。有効期間の更新を受けようとする者は、当該技術管理者証の有効期間が満了する日の1年前から満了する日までの間に、環境大臣が行う講習を受け、講習を修了した旨の証明書を受け取り、これを環境大臣に提出する必要があります。

【注意】

技術管理者証は有効期限までに更新申請がなされていないと資格を失います。
更新講習を受講しただけでは、技術管理者証は更新されませんので、ご注意ください。

土壌汚染対策法に基づく技術管理者証の更新を受ける際は、この手引きをよくお読みの上、お間違えのないように手続を行ってください。

● 技術管理者証更新のための申請手続

※ この項の記述は、技術管理者証更新に関するものです。新規の交付とは規定が異なるので、ご注意ください。

1. 「技術管理者証更新申請書」の入手方法

更新講習修了者は、技術管理者証の更新を申請できます。更新申請書は講習会場で配布しますが、紛失などした場合は以下のいずれかの方法で取得してください。

- ・ 更新講習受講後、下記のホームページよりダウンロードし、印刷してください。
<http://www.jesc.or.jp/work/tabid/316/Default.aspx>
- ・ インターネットをお使いでない場合、事務局にご連絡ください。

2. 更新申請に必要なもの

- ① 技術管理者証更新申請書(様式第五)
- ② 更新講習の修了証(原本)
- ③ 現在の技術管理者証(原本)

※上記①～③の書類はいずれも返却できません。ご了承ください。

※上記①～③のいずれかが足りない場合、申請書の記入に不備がある場合はすべての書類がそろうまで更新された技術管理者証は発行されませんのでご注意ください。

※②、③はコピー不可。

※③現在の技術管理者証を紛失または汚損、また記載事項に変更がある場合は、必ず次頁の「●技術管理者証の書換え等」をご確認の上、再交付または書換え手続きを行ってから更新の申請をしてください。

3. 更新申請手数料

1,250 円 (収入印紙を「技術管理者証更新申請書」に貼ることにより納付してください。)

※ 収入印紙に消印はしないでください。

※ 都道府県の収入証紙並びに切手及び小為替等で代替することはできません。

※ 現金による納付や日本銀行への振込による受付はできません。

※ 収入印紙は郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所で購入できます。

※ 手数料は過不足なく納付してください。過剰に納付した場合も差額返還できませんのでご注意ください。

※ 一度受領した手数料は返還できませんのでご注意ください。

※ スタンプ式の印紙税納付計器の使用による更新申請手数料の納付は受け付けかねます。

(理由:印紙税納付計器は印紙税納付のために使用するもので、更新申請手数料は印紙税ではないため)

4. 更新申請の方法

申請書は「技術管理者証更新申請書 記載例」を参考にご記入ください。「2.更新申請に必要なもの」をそろえ、下記宛先まで必ず書留にて郵送してください。郵送以外は受け付けていませんのでご注意ください。

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6
一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壌汚染調査技術管理者講習係

5. 更新申請書受付期間

平成29年8月31日(木)から更新申請書を受け付けます。

申請から送付までおおむね一ヶ月半程度要しますので、あらかじめご了承ください。

※技術管理者証の更新申請は、現在の技術管理者証の有効期間が満了する日までに行わなければ効力を失いますので、ご注意ください(当日消印有効)。

6. 修了証の再交付

土壌汚染調査技術管理者講習の修了証の交付を受けた者が修了証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。

指定の「更新講習修了証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。

(http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert/cert_regrant2.html)

● 技術管理者証の書換え等

1. 技術管理者証の書換え

技術管理者証の記載事項に変更が生じた場合は、環境大臣に書換えを申請することができます。

記載事項の変更に伴い、技術管理者証の書換えを行う場合は、指定の「技術管理者証書換申請書」に書換申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

2. 技術管理者証の再交付

技術管理者証の交付を受けている者が技術管理者証を破り、汚し、又は失ったときは、再交付の申請ができます。指定の「技術管理者証再交付申請書」に再交付申請手数料(1,250円)分の収入印紙を貼ることにより納付して申請してください。

●技術管理者証の書換え又は再交付に係る申請書の様式や申請に関する詳細は環境省ホームページに掲載しています。(<http://www.env.go.jp/water/dojo/exam/cert.html>)



環境省 環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/exam/h29_lecture.html

※ 更新講習については、下記の「土壌汚染調査技術管理者講習事務局」が窓口となっていますので、資料送付やご相談、問い合わせなどは下記にお寄せください。

【土壌汚染調査技術管理者講習事務局】

〒210-0828 神奈川県川崎市川崎区四谷上町10-6

一般財団法人日本環境衛生センター 研修事業部研修事業課 土壌汚染調査技術管理者講習係

電話:044-288-4919 FAX:044-288-4952